## レセプト情報等の利活用の促進に係るこれまでの議論の整理

- 1 事務手続きに係る利便性の向上
- (1) 申出添付書類の簡素化等
  - ・提供するデータの種類に応じた手続き及び必要書類の設定 (サンプリングデータセットのセキュリティ要件の緩和措置に伴う手続きの簡素化等)
  - 様式1 登記事項証明書等の提出の簡素化
  - ・サンプリングデータセットの公表物事前確認手続きの簡素化
- (2) 説明会開催と審査頻度の改善(※)
  - ・説明会開催内容のWEBによる提供(説明会参加義務の緩和)
  - 申出相談期間及び申出受付期間の通年化
  - 審査受付期間の通年化
  - 研究終了前の新規申出の認可
- (3) 厚労省内部部局の申出の手続きの簡素化
  - ・厚労省内部部局の申出に係る有識者会議審査の省略
  - 省内申請様式の整備
- 2 提供するデータの利便性の向上等
- (1) データの利便性の向上
  - ・サンプリングデータセットの基礎情報の提供(母集団情報、匿名化コード等)
  - ・サンプリングデータセットの公表基準の緩和
  - 基本データセットの提供
  - 新システムにおける分析ツール等の提供
- (2) セキュリティ要件の緩和
  - サンプリングデータセットのセキュリティ要件の緩和
  - 集計表情報の利用に係るセキュリティ要件の明確化
- (3) データ利用環境の提供
  - ・オンサイトセンターの整備(平成 26 年度予定)
- (4) データ提供の迅速化
  - ・第三者提供に係る業務の委託
  - ・データベース管理部門における集計時間の短縮
  - ・新システムの導入による集計時間の短縮

- 3 データ利用に係る情報提供、周知及び教育研修体制
- (1) データ利用に係る情報提供、周知
  - ・マニュアルや事前説明会資料のWEBによる提供
  - ・相談体制の充実(第三者提供外部委託、オンサイトセンターの設置)
  - ・説明会開催内容のWEBによる提供
  - ・既利用者の知見の共有(講演、シンポジウム等の開催)
- (2) 教育研修体制の充実
  - ・教育用ツール、データセット等の拡充
  - ・既利用者の知見の共有(講演、シンポジウム等の開催)
  - ・相談体制の充実(オンサイトセンターの設置
- 4 NDBの活用の範囲について(※)
- (1) データの利用目的、データの種類、申出者の要件
- (2) 具体的な手続き(公表等)
- (3) 施行時期その他
  - 試行期間の設定 等
- 5 その他(※)
  - ・手数料の徴収、罰則等について
  - ・オンサイトセンターにおける PPDM (Privacy Preserving Data Minding) について